

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に多大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめ防止の観点が必要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へとはぐくみ、いじめを生まない土壌を作るために、関係者が一体となった取り組みが必要である。

本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、さいたま市、家庭、地域、その他の関係者との連携の下、本校がいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を効果的に推進するため策定するものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめに係る事件・事故を、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。
- 3 いじめられる児童を絶対に守りぬくこと。
- 4 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で接するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するための、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係専門機関との連携を図ること。
- 5 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 6 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と連携すること。
- 8 荒れた状態、すさんだ状態を放置せず、教育環境を整えること。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性をふまえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

2 いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって案に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされるものとする。

（1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

(2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員 ※必要に応じて、構成員以外の関係者（スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者 など）を招集できる。

(3) 開催

ア 定例会（年2回程度開催。学校運営協議会と兼ねて開催）

イ 校内委員会（生徒指導・教育相談委員会と兼ねて月1回開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを集めて開催）

(4) 内容

ア 未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめの起きにくい、許さない環境づくりを行う。

イ 早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け入れる窓口となる。

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者への連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

V いじめの未然防止

1 道德教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道德教育に資する学習の充実に努め、道德教育主任を中心に、全教職員の協力体制を整える。

イ 道德の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 特別の教科道德を通して

ア 「いじめ撲滅強化期間」に、「B 主として人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、防止に向けて自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくらうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員会
- (3) 開催：年間2回程度開催
- (4) 内容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を学校に提言する。
 - ウ 提言した取組を推進する。
 - エ いじめの未然防止に向けた児童主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長、代表委員が集まる話し合いを開催する。

3 「いじめ撲滅強化期間」の取組を通して

- (1) 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。
 - ・児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
 - ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ・校長等による講話
 - ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ・学校、学年だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動

4 「人間関係プログラム」を通して

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - ア 毎学期のはじめに2時間、学期末に1時間「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
 - イ 「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人とかかわる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。
- (2) 直接体験の場や機会を通して
 - ア 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。
(例：運動会や音楽会などの学校行事、なかよし班活動の取組 等)
- (3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして
 - ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。
特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- (2) 授業の実施：全学年 1・2学期

6 メディアリテラシー教育を通して…「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- (1) 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォン、児童用タブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：4・5・6年生 4月

7 保護者との連携を通して（保護者に啓発する内容）

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どものささいな変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童の観察

【早期発見のポイント】

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
- ・気付いた情報を共有すること。
- ・情報に基づき、速やかに対応すること。

- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を観察しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) スクールダッシュボード「おはようメーター」：学級の記録を確認し、心や体調の変化を確認する
- (3) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (5) 給食：机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回）
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報を共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて児童と面談を行う。また、面談した児童について、記録を取り保存し、学年・学校全体で情報を共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 「心と生活のアンケート」と簡易アンケートを合わせ、アンケートを毎月実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間・教育相談月間の実施

- (1) 児童や保護者が教職員に相談できる機会を年20回提供する。また、児童のこころの変化が表れやすい各学期初めの一週間及び長期休業前に教育相談週間（スマイルウィーク）を設定する。
- (2) 「心と生活のアンケート」と簡易アンケートを実施する4月、9月、1月を教育相談月間とする。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの来校日を毎月の学校だよりに掲載し、保護者が相談を行うことができる体制をつくる。

5 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員・・・児童の様子について日頃から学校と連絡を取り合い、情報を収集する。
- (2) 防犯ボランティア・・・登下校の児童の様子について学校と連絡を取り合い、情報を収集する。
- (3) 学校運営協議会委員・・・学校公開等に来校し、地域での児童の様子について意見を述べる。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。その際、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ること

から、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を準備する。

- 校長は、・・・情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、・・・校長の命を受け、それぞれの職員の役割に応じて具体的な対応の指示を出す。
- 教務主任は、・・・教頭とともに、具体的な対応について指導・助言を行う。
- 担任は、・・・事実確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当は、・・・担当する学年の情報収集を行う。
- 学年主任は、・・・担当する学年の情報収集を行う。
担当する学年の情報共有を行う。校長(教頭)に報告する。
- 生徒指導主任は、・・・児童の情報を把握できる体制を整備する。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、・・・いじめについての相談体制、カウンセリング体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターは、・・・問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う
- 養護教諭は、・・・いじめに係るけが等の有無を確認し、必要に応じて担任等と児童へ身体的・精神的ケアを行う。
- さわやか相談員は、・・・児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、・・・専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- 保護者は、・・・家庭において、子どもの様子を丁寧に把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、・・・いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 1 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る手引き」等に基づいた対処を確実に行う。重大事態とは、以下のことを言う。

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする。
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(1) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(2) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。

2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

(1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：年度当初の職員会議での周知徹底を図る。

(2) 評価アンケートの実施と結果の検証：

学校評価アンケート結果を活用し、学校の体制が適切に機能しているかを年度ごとに点検する。

2 校内研修等

(1) 一人ひとりの児童にとって居心地のよい環境づくり

授業規律：学校として規律の徹底を図る。

学習環境整備：一人ひとりの児童が安心して学習に取り組める環境をつくる。

共感的な人間関係の形成：授業の中で、互いに認め合い・励まし合い・支え合う学習集団づくりを促進する。児童間における不適切な言動等について、毅然とした態度で指導を行う。

児童が参加、活躍する授業づくり：公開授業の参観協議を行い、教員の授業力の向上を図る。

(2) 生徒指導・教育相談に係る研修

生徒指導：年2回研修を行い、生徒指導に対する共通理解を図る。

児童生徒理解：年3回の事例研修等を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた児童理解の習得を図る。

(3) 情報モラル研修

SNS等のツールの知識、リテラシーの指導方法の習得を図る。

(4) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア ねらい：ネットいじめ等に、迅速かつ適切に対応するため

イ 回数：年間1回

ウ G I G Aスクール部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCA サイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実態に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCA サイクルの期間)

検証を行う期間：各学期

2 「評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期

(1) 「評価アンケート」の実施時期：10月

(2) いじめ対策委員会の開催時期：5月、8月、2月

(3) 校内研修会等の開催時期（今年度の実施予定）

- ・ 4月：校内生徒指導体制に係る研修（学校のきまりの確認等）
教育相談・カウンセリングマインドに係る研修
- ・ 5月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
児童理解研修①
- ・ 8月：生徒指導に係る伝達・事例研修、特別支援（国際教育、人権教育 等）に係る研修
- ・ 2月：児童理解研修②